

議案第105号

北上市牧野条例の一部を改正する条例

北上市牧野条例（平成3年北上市条例第128号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--|----------------------|------------------------------|--|-----------------|------------------------------|
| （名称、位置及び面積） 第2条 牧野の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。 | | | （名称、位置及び面積） 第2条 牧野の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。 | | |
| 名称 | 位置 | 面積 | 名称 | 位置 | 面積 |
| <u>稲瀬牧野</u> | <u>奥州市江刺区稲瀬字払田地内</u> | <u>461,701 m²</u> | 水上牧野 | 北上市和賀町岩崎新田2地割地内 | <u>965,000 m²</u> |
| 水上牧野 | 北上市和賀町岩崎新田2地割地内 | <u>965,000</u> | | | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月2日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

稲瀬牧野を廃止しようとするものである。